

# 学校在籍中に身体障害を持った児童生徒の 学校生活における問題と支援について

北海道浅井学園大学 白石 淳

## ABSTRACT

A Case Study of the Problems Related to Physically Challenged Students in Their School Lives

**Jun SHIRAISHI**

Hokkaido Asaigakuen University

Special assistance for physically challenged students has come to be provided in school environment. However, physically challenged children are only accepted to elementary schools and junior high schools under the condition that there be special teachers and facilities.

When an ordinary student becomes physically challenged in the course of his/her schooling, various changes and/or problems are thought to arise, and thereafter, affect his/her decision to continue attending the present school and his/her choices of higher education. How can the administrations and/or a board of education deal with problems associated with supporting such a student?

This study examines four cases, based on questionnaires filled out by four students who became physically challenged during their schooling. The questions focus on problems these students faced when they decided whether to continue the present educational route and which junior or high school they would attend. Furthermore, by clarifying the actual issues that arise, this paper discusses what is important and what kind of measures the administration and/or a board of education can provide in assisting them.

## 1. はじめに

平成14年4月24日に障害のある児童生徒の教育のあり方を規定している学校教育法施行令が改正され、同年9月より施行された。この改正を受けて、教育委員会においては、障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性をまとめた「特別支援教育基本計画」を策定するなど、全国的に特殊教育の改善が進められている<sup>1)</sup>。この学校教育法施行令の改正では、「障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう」「小学校又は中学校にお

いて適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができる」などと改正され、「特別な教育的支援」のもとに小学校等に通学することが制度的にも可能となった。この小学校等に就学する場合の「特別の事情」とは、「学校の施設や設備が整備されていること」「専門性が高い教員が配置されていること」<sup>2)</sup>など学校側の対応に関する内容であり、一方、児童生徒に対する「特別な教育的支援」は、児童生徒一人一人が持つ問題に関する内容であり、その支援の実際については、個別の教育プランの作成により実施される必要があると思われる。この「特別の事情」を含む障害がある児童生徒に対する支援のあり方は児童生徒本人にとって、在籍する学校が変わったり、進学先が変わったりする可能性があるなど、重要な問題である。しかし、どのような内容の支援が児童生徒本人にとって最も適切であるかについては、本人が学校生活上でどのようなことを困難と意識し、具体的な問題が発生しているかによると考える。

そこで、「特別な教育的支援」「個別の教育プラン」のあり方を検討するためには、児童生徒本人が、学校生活をより快適に過ごす上で何が欠如し何を必要としているのかを、どのような支援が不可欠なのかを明らかにすることが必要である。そのためには本人を中心とした質的な調査を進めることが重要であり、事例的な調査を通して小学校等における支援のあり方などを検討する必要があると考える。その際、障害のある児童生徒の就学については、「児童生徒の障害の状態と、就学する学校における学級編成や教育内容・方法、施設設備、本人や保護者の希望等と照らし合わせて、最もふさわしい教育の場を選ぶようにすることが大切である」と指摘され、「児童生徒や保護者に対して説明責任をはたすこと」が求められているので<sup>3)</sup>、今後児童生徒本人の「希望」が一層重視されることになると考える。また、実際に支援を行う前提として、児童生徒本人に「希望」がなければ支援の構築が不可能なので、その児童生徒が抱く「希望」に焦点をあわせた調査研究が重要であると思う。

したがって、この研究では、小学校、中学校、高校の在籍中に両下肢機能障害<sup>4)</sup>が発生した児童生徒本人の通学する学校の希望に焦点をあて、障害発生直後に在籍している学校の学校生活の継続を決定するとき、後期中等教育学校の進学<sup>5)</sup>を決定するとき注目して、児童生徒本人が持つ「希望」、「困難と意識する問題」などについて学校生活を通して明らかにする。その上でそれに対する教育行政上の支援のあり方を検討する。障害のある児童生徒の小学校等への入学などに関する調査研究はみることではできるが、学校在籍中に障害が発生した児童生徒に絞って、本人が持つ問題や支援に関する調査研究等についてはあまり行われておらず、このような調査研究は、今後の障害のある児童生徒の特別な教育的支援のあり方などの研究を進める上で基礎的な資料になるものと思われる。

## 2. 研究 方 法

障害のある児童生徒本人の学校生活における困難と意識する問題等を明らかにするために、小学校、中学校、高校の在籍中に両下肢機能障害が発生した中途身体障害者4名<sup>6)</sup>に対して、聞き取り調査を行った。とくに学校生活を過ごしているときに障害が発生した児童生徒に注目した理由は、困難と意識する問題や支援のあり方がより明確になるものと考えたからである。すなわち、学校在籍中に障害が発生した場合には、障害発生前は通常の学級に属していたので、発生後の在

籍校における学校生活の継続を考える際の本人の意思に障害の影響が大きくみられるなど、学校生活や進学に影響を与える困難と意識するさまざまな問題が現れるものと考えたからである。

調査内容については、初等教育学校、中等教育学校の学校生活全般に関わる内容についてであるが、とくに障害の発生後の学校への復帰時・転学时、その後の学校生活と後期中等教育学校への進学時を中心として、1ケース約2時間かけて聞き取り調査を行った。調査時期は平成13年10月から平成14年1月である。ケースについては、表-1の通りである。

### 3. 両下肢機能障害のある児童生徒の特別な支援

我が国の教育制度においては、長年にわたり障害のある児童生徒の学校教育は、主として特殊教育を中心として発展してきた。しかし、今日ではノーマライゼーション社会の進展により、障害のある児童生徒の学校教育のあり方にも変化がみられるようになり<sup>7)</sup>、特殊教育や就学指導のあり方を見直す気運が急速に高まってきた<sup>8)</sup>。平成14年4月24日に、「二十一世紀の特殊教育の在り方について」の答申をうけて、障害のある児童生徒の教育のあり方を規定している学校教育法施行令が改正され、同年9月に施行された。この改正の主旨は<sup>9)</sup>「社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すもの」であり、具体的には、次のような点が改正された。「1 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度(以下「就学基準」という。)を改正したこと。2 就学基準に該当する児童生徒について、その障害の程度に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小学校又は中学校(以下「小・中学校」という。)において適切な教育を受けることができる特別な事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができるよう就学手続を弾力化したこと。3 障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は専門家の意見を聴くものとしたこと。」がおもな改正点である。また、就学基準に該当する児童生徒が認定就学者として小学校・中学校に就学することになったことに伴い、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒が障害の状態の変化により認定就学者に該当することになった場合及び小学校・中学校に認定就学者として就学している者がその障害の状態が変化したことにより認定就学者に該当しなくなった場合等の転学の手続きが整備された。この「特別な事情」とは、「学校の施設や設備が整備されていること」「専門性が高い教員が配置されていること」など就学のための環境が適切に整備されていることであり、このことを踏まえて、「専門家の意見」や「保護者の意見」を聴いて、障害のある児童生徒の就学先を教育委員会が適切に判断することになった。

両下肢機能に身体障害がある児童生徒の具体的な就学する学校については、次のように考えられている。容態の安定が維持でき、自らの力で日常的・応急の手当て(医療的ケア)の対応ができる者については、「歩行は不可能であるが、車いすを使って移動が可能な児童生徒の場合、当該学校にスロープ、エレベーター、障害者用トイレ、カットアウトテーブル等の施設・設備が整っていれば、小・中学校において対応することが可能である」<sup>10)</sup>と施設設備等のハード面の教育環境の整備により認定就学者として取り扱うことが可能とされている。このように施設設備面の整備等の対応により、障害児教育の場や形態は今後一層多様化するとともに、認定就学者として

表-1 調査者のフェイスシート

ケース 1	性別	男性	生年月	昭和 52 年 3 月	現在の職業	団体職員	最終学歴	養護学校高等部
	障害の発症時期	小学校 3 年生		障害の発症理由	発病による			
	学歴	小学校 → 養護学校中学部 → 養護学校高等部 → 就職						
	入学時の相談	(小学校) 相談なし (中学部) 相談あり (高等部) 相談なし						
	障害の発症までの学校生活	小学校へ入学するときは身体的に健常であったので、入学・通学した学校は市内の地元の通学区の小学校であり、徒歩で通学していた。弟や妹も同じ学校に通学した。						
ケース 2	性別	男性	生年月	昭和 49 年 9 月	現在の職業	求職中	最終学歴	大学
	障害の発症時期	小学校 2 年生		障害の発症理由	交通事故による			
	学歴	小学校 (転学: 養護学校小学部) → 養護学校中学部 → 養護学校高等部 → 大学						
	入学時の相談	(小学校) 相談なし (中学部) 相談あり (高等部) 相談なし						
	障害の発症までの学校生活	小学校へ入学するときは身体的に健常であったので、入学・通学した学校は市内の地元の通学区の小学校であり、徒歩で通学していた。兄も同じ学校に通学していた。						
ケース 3	性別	男性	生年月	昭和 47 年 4 月	現在の職業	小規模作業所	最終学歴	大学
	障害の発症時期	中学校 2 年生		障害の発症理由	交通事故による			
	学歴	小学校 → 中学校 (転学: 養護学校中等部) → 養護学校高等部 → 大学						
	入学時の相談	(小学校) 相談なし (中学校) 相談なし (高等部) 相談あり						
	障害の発症までの学校生活	小学校への入学・通学時は健常であったので、地元の通学区の小学校に、妹と同じ学校に、徒歩(約5分)で通学していた。中学校は、小学校と同様に地元の通学区である中学校へ友達とともに進学し、徒歩で通学していた。						
ケース 4	性別	男性	生年月	昭和 51 年 11 月	現在の職業	学生	最終学歴	大学院在学
	障害の発症時期	高校 1 年生		障害の発症理由	交通事故による			
	学歴	小学校 → 中学校 → 高校 (転学: 養護学校高等部) → 大学 → 大学院						
	入学時の相談	(小学校) 相談なし (中学校) 相談なし (高校) 相談なし						
	障害の発症までの学校生活	小学校は、地元の通学区である小学校へ、妹も同じ学校へ、徒歩(約5)で学校へ通学していた。通常の学級に在籍し、友達も多く楽しく学校生活を過ごした。中学校は、健常であったが、自分のやりたい好きな勉強のために、自宅から離れて道外の公立中学校へ進学した。通常の学級に在籍し、近隣の寮で生活していた。高校への進学はみんなと同様にごく自然に進学した。高校は、中学校と同じ県である道外の公立高校を受験した。学校を選択するときには、中学校の先生以外に個人的に相談することなく、受験する学校を自分の意思で選択した。進学先の学校を決める際の理由としては、「自分の学力にあっていたから」「進学に有利だから」「自分のやりたい勉強ができるから」であった。中学校の先生に相談する前に、自分では4校ほどの進学先を考え、先生にも高校3校の受験を相談し、受験した。とくに自分の学力と自分のやりたい勉強により志望校を選択した。高校では中学校のときと同様に学校の近隣で寮生活をしていた。						

小学校・中学校に就学する障害のある児童生徒数は増加することが予想される<sup>11)</sup>。しかし、実際の就学においては、学校の施設設備のハード面における整備のみでは不十分であると思われ、専門的な指導や相談体制などソフト面における支援等の整備についても必要不可欠であると考えられる。したがって、行政としては、ハード面、そのハード面を有効に活用させるソフト面に関して、身体障害のある児童生徒に対して、どのように支援を行うのかを日常的に検討するなど、その支援体制を整備する必要があるものと思われる。

#### 4. 学校在籍中に障害が発生した児童生徒に対する調査結果

##### (1) 学校在籍中の障害の発生と学校生活

小学校・中学校・高校の在籍中に両下肢機能障害が発生した場合には、在籍校における学校生活の継続を困難とするさまざまな問題が、また、その後の進学をする際にさまざまな問題が生じることが予想される。これらの問題の発生により、障害発生前の学校生活を継続することが困難になることは、児童生徒本人にとっては友達との仲間関係、学習の継続性が分断され、その後の不本意な学校生活に繋がる可能性があるものとする。障害発生後の学校の在籍については、当該校長が転学手続きなどを開始することになるが<sup>12)</sup>、実際には、児童生徒本人、保護者、校長等との協議の結果によることになり、「養護学校等への転学」、「在籍の学校における特殊学級の設置」「在籍の学校における通常の学級での継続した在籍」などと、個別に対応がなされることが考えられる<sup>13)</sup>。では、学校在籍中に身体障害が発生した児童生徒には、実際にどのような困難と意識する問題が生じているのであろうか。

##### (2) 小学校の在籍中に障害が発生した事例

###### ① 小学校3年生のときに障害が発生したケース(ケース1)

###### a. 小学校在籍中における障害発生後の対応

小学校3年生のときに発病し両下肢機能障害が発生したが、在籍していた学級には変更はなかった。発病により障害が発生してからの間もない頃は自立歩行がなんとか可能であったが、階段やトイレの利用は不自由であったので、友達などが介助していた。6年生の頃には病気が進行し障害が重度になり、階段は自力で移動する場合と友達がおぶる場合と半々になった。1階又は2階の教室への変更を校長に要望し、5・6年生の4階の学級の教室を2階の教室に変更するなど学校側が対応し、学校生活を継続することができた。

###### b. 前期中等教育学校の選択

小学校卒業後の進学を決定するときには、本人は中学校への入学を希望し、養護学校への入学は考えていなかったが、小学校の教員や両親の勧めにより、養護学校に入学した。進学する学校については、児童相談所にも相談し、児童相談所や在籍していた小学校は「障害があり車いすの使用では中学校は無理であり、専門とする養護学校への進学が良い」とし、その結果を踏まえて、養護学校に「仕方なく」入学した。本人は、進学先の学校の選択で、自分と友達との間に差別を感じた。

###### c. 養護学校中学部の学校生活

養護学校中学部は、自宅から遠方であったので、生活は保護者と離れての併設の病院での入院生活となった。本人は、「友達・家族と離れて暮らすことが最も嫌で悲しかった。」

と感じている。車いすを使用する学校生活であったが、施設設備の面は整備されており、また体育など障害にあわせた授業を受けられたので困難と感じる点はなかったが、授業面においては、授業時数が少なく、進度が遅いことが不満であった。また、地元の友達と離れたことや障害のない児童生徒と接する機会がなかったのが、悩みであった。地元の中学校への転学を、「自宅のある地元で友達と生活できる」という理由で考えたが、両親の意思、中学校の学校施設等の環境の不備から、それが許される環境ではないと思ったので、転学などの希望は言い出せなかった。「もう変わることはできない」と考え養護学校の通学を継続したが、やはり中学校に行きたかった。進学等の進路を考えるとときに養護学校なので不安であった。

d. 後期中等教育学校の選択

後期中等教育学校への進学については、教員以外に個人的に相談することもなく、中学部のほぼ全員が同じ養護学校の高等部に進学するというのであったので、その選択は、「そのまま同じ学校内で進学できたから」「友達が進学する学校だから」「施設設備が整っていたから」であった。進学先に関しては、本人としてはとくに希望はなく、高校への進学はほとんど考えることなく、養護学校高等部のみを進学先として、教員に相談して受験した。本当に養護学校への進学を希望したかについては、「諦め」の中での選択であった。当時の状況では、「将来について諦めてしまう」「気分的に真っ暗」となり、「仕方がない」という感じで進学する学校を選択決定した。実際の選択では「あまり自分の希望は尊重されず、他人の影響の方が大きかった」と思っている。

e. 養護学校高等部の学校生活

養護学校高等部は、中学部と同じ養護学校であったので、引き続き病院から通学した。学校生活は、中学部と同じ学校であったので中学部と同様で心配はなかったが、授業面や障害のない生徒との出会いが少ないという友人関係面で不満があった。高等部在籍中、大学への進学を考えて、また地元へ帰りたかったので、高校への転学を考えることもあったが、実際には「仕方がないこと」「言っても無駄なこと」と諦めていた。

② 小学校2年生のときに障害が発生したケース(ケース2)

a. 小学校在籍中における障害発生後の対応

小学校2年生のときに交通事故により両下肢機能障害が発生した。身体障害が発生したので小学校3年生のときに養護学校へ転学した。転学は、車いすを使用するようになり「学校施設が利用できなくなったため」「リハビリを受けやすくなるため」であった。転学先の学校の選択は、「施設設備が整っていたから」「教育委員会・学校の先生等が勧めてくれたから」であり、「小学校へ行けなくなったが、とりあえず学校に通えることができてよかった」と思ったが、「前の学校の友達と違う学校へ通学することとなったので、その友達との交流が無くなり寂しかった」と感じた。

b. 前期中等教育学校の選択

前期中等教育学校を選択する時に、医療機関の看護師や希望の進学先である養護学校中学部に在籍している友達に勉強する内容などについて相談した。進学先を選択した理由は、「教育内容が整っているから」「進学に有利だから」「自分のやりたい勉強ができるから」

などおもに勉強の面における充実であった。中学校にも進学したいと考えたが、障害があるので施設、授業の面で無理だと思っていたので諦めて、自分が利用できる学校から最も希望にあった学校を選択した。とくに、学校生活においては、移動の面は選択するときに重視し、施設設備を実際に利用できるかどうかを考えた。

c. 養護学校中学部の学校生活

養護学校中学部は、同市内の小学部とは異なる学校に入学し、保護者の自家用車を利用して通学し、時々治療のために併設の病院へ入院しながら通学した。養護学校中学部の学校生活は、施設設備が整備されていたので、困難と感じる点はなく、学校生活は友達がいってよかったが、養護学校に在籍している生徒数が少なく、少数の同じ友達であり、「世界が狭いという感じ」で困った。

d. 後期中等教育学校の選択

養護学校中学部の卒業後は、当然のこととして進学を考え、学校の友達の一部は高校に進学する者もあり「いいな」とうらやましく思ったが、自分は車いすを使用していたので、そのまま同じ養護学校高等部に進学をした。進学を決める際には、教員以外に個人的に相談することなく、友達の多くが同じ学校に進学するように、同じ養護学校の高等部に進学した。その際の選択は「施設設備が整っていたから」などであったが、「車いすを使用していたので高校は無理だと思った」が大きな理由であった。中学部在籍中には、「兄が通学する高校を目指そうかな」と、第一希望を高校としたこともあったが、教員から「高校は施設面、通学面、授業面で無理」と助言され、教員と具体的に志望校について相談したときには、あまり相談はしなかったけれど、志望校は養護学校高等部のみであった。「施設設備が整っているから」「通学が便利だから」「そのまま同じ学校内で進学できたから」がその選択の基準であった。

e. 養護学校高等部の学校生活

養護学校高等部の学校生活は、中学部と同じ学校施設なので安心して通学することができた。しかし、養護学校では授業内容が科目によっては学習内容のレベルが高くなかったため、レベルの高い高校に行きたいと思い、高校への転学の希望は持っていた。しかし、高校の施設では車いすの使用は無理であり、養護学校の方が施設的に整備されており、また、「いまさら」という意識があったので、実際には転学の相談もしなかった。

(3) 中学校の在籍中に障害が発生した事例（ケース3）

b. 中学校在籍中における障害発生後の対応

中学校2年生のときに交通事故により両下肢機能障害が発生して、車いすを使用するようになった。障害発生後、中学校から養護学校中学部に転学した。その際、中学校長は、中学校への引き続きの在籍を勧めたが、自分にとってこの学校施設は不適切であると考え転学を決めた。理由は、2年生は2階にHR教室があったので、「1階に別な教室を用意しよう」と学校側から示されたが、校舎にエレベーターなどの施設設備の整備がなかったので、友達と自由に会えなくなるなど自由に行動することができない面が自分にとって困ると思ったので、自分自身で「ダメだ」と意識し中学校の学校生活をあきらめた。転学先の養護学校は「両親が勧めたから」「施設設備が整っていたから」で選択した。中学校から遠

方の養護学校中学部へと転学をして「施設面で利用しやすくなった」「同じ障害を持った人と会えた」「今まで知らない世界を知った」ことはプラスであったが、通学のために併設の病院に入院したので、「家族と離れ一人暮らしとなり、寂しい思いをした」ことがマイナスであった。

c. 養護学校中学部の学校生活

養護学校に転学したので施設設備面は整備されていたので問題はなかったが、授業面は満足できるものではなかった。とにかく、車いすの移動など初めてのことが多く、全般的に不安であった。中学校に戻りたいなどと考える余裕はなく、「一人で何でもやらなければならなくて、生活に慣れること」が優先された。同じ境遇の人に励まされたことは自分にとってプラスであった。

d. 後期中等教育学校の選択

後期中等教育学校を選択するときに、医療機関で（通学のことを考えて）寮のある養護学校を探すことについて相談した。該当する養護学校を2校志望校と考えて、そのなかから教員に相談して進学先を決めた。選択した理由は、「施設設備が整っているから」「通学が便利だから」「友達が進学する学校だから」「養護学校ならば、中学生の学校生活の延長線上で安心できるから」であり、高校への進学は考えず養護学校の進学のみを希望した。

e. 養護学校高等部の学校生活

養護学校高等部の学校生活は、併設の寮から通学をしたが、中学部に引き続き養護学校だったので、不安はなかったし、友人関係もほとんど同じで安心できてよかったが、周りの環境が変わらないことや変えることができないことが不満と感ずることもあった。高校への転学を考えることもなく、養護学校に通学してよかったと考えている。学校が自宅から離れていた点が困難なことであった。

(4) 高校の在籍中に障害が発生した事例（ケース4）

d. 高校在籍中における障害発生後の対応

高校1年生のときに交通事故で、県内の病院へ入院し、その後、リハビリのために東京都内の病院へ転院した。事故により両下肢機能障害が発生し、車いすを使用するようになった。事故後の学校については、自分としては在籍していた高校に戻りたかったが、両親、病院のソーシャルワーカーは高校に戻るのには難しいと判断し、自分はその判断に従った。その結果、両親の住んでいる出身地である北海道に戻るようになったが、車いすを使用するようになったので、また両親の負担も考えて、病院に入院して通学できる養護学校を転学先として探した。学校の選択は、自分の障害の条件にあう学校を探す方法で、親元ではない遠方の都市部の養護学校に転学した。転学先の学校を探すときには、自分の意志ではなく、他の人が決めてくれた。事故後、救急病院、次はリハビリ病院、その次は養護学校という感じで、自分の希望や意思はほとんどなく、また、どのようなものかもわからなかったので「次はこの施設・学校という感じで流されていく」ような感じで決められていった。

e. 養護学校高等部の学校生活

養護学校高等部は、施設設備が整備されていたのでとくに問題はなかったが、両親から離れて、入院しながらの通学は、今まであったプライバシー、一人でいる時間や情報など



がなくなり、非常に嫌であった。今までの生活がすべて変わったが、仕方ないと思った。高校の時の学校生活は楽しかったが、養護学校に転学し、勉強の面など学校生活は満足できるようなものではなかった。養護学校の在籍中、高校への転校希望はずっと持っていたが無理だと思っていたし、この養護学校を選んで転学してきた時点で、「この学校しか選べなかったので、この養護学校以外の学校への転学は無理なもの」と考えていた。

## (5) 調査結果の考察

### ① 障害発生後の転学と養護学校中学部への進学

障害発生直後における学校については、ケース1のように障害の程度の進行が緩やかであり、ある程度自力で移動することが可能な場合には、物理的なハード面の支援がなくても、周りの人や学校の支援などのソフト面における教育環境の整備により、児童生徒本人が困難と意識する問題を解決することができ、障害発生後においても発生前の学校生活を継続して過ごすことが可能である。しかし、ケース2、3、4のように、急激な障害の発生である場合には、施設設備の利用上の問題等によりハード面の施設設備が整備されている養護学校に転学して、問題を解決しているが、これは本人にとって本来的な希望からではない。ケース4のように、「突然障害を持つようになったので、どのようにしたらよいかわからなくて、医療機関などと相談して障害発生後の学校を決めた」などと、養護学校への転学は、希望としてよりも、やむをえずの選択になっているものと考えられる。転学の結果、友人や家族からの分離などがあり、児童生徒本人にとっては不本意な結果となっている。

前期中等教育学校への進学に際しては、3ケースともに養護学校中学部へ進学している。その入学については、本人の希望に反して中学校へ進学できなかった場合や養護学校小学部からの継続的な入学であった。不本意で入学している場合には、その学校生活において不満や諦めが継続してみられる(ケース1)。養護学校における学校生活は、施設設備的には問題はないが、入学初期段階では、不安があり、生活に慣れることが優先される。また、学習面で不満がみられ(ケース3)、世界が狭まる(ケース2)などと考えており、このことは、後期中等教育学校の進学時に影響を与えているものと思われる。

### ② 養護学校高等部への進学と学校生活

後期中等教育学校への進学に際しては、3ケースともに養護学校中学部から養護学校高等部へ進学している。学校の選択は、学校生活の現状維持が可能なようにと考えているものと思われる。進学先については、中学部と同じ養護学校内の進学が中心であり、とくに希望もなく、中学部と高等部は継続した学校と捉えているようである。これは、この学校以外は無理という諦めの意識のなかでの学校の継続と考えることができる(ケース1)。また、みんなと同じように進学を決め、高校は無理だと本人も教員も思っていた結果でもある(ケース2)。このことには、ケース3のように養護学校では施設面などで安心できるという意識が共通して存在していると考えられることができる。

学校生活においては、中学部と同様に諦めの意識が継続しており(ケース1、4)、さまざまな面で不満や問題はあるが、その一方で、安心できる環境でもあり(ケース2、3)、「諦めのなかでの安心感」が意識の基礎にあるものと考えられ、養護学校の学校生活への適応がみられる。

### ③ 学校の選択時における相談

障害発生後の転学や初めての進学時における進学先の学校の選択については、学校関係者以外の者に相談をしている。具体的な相談先としては、福祉・医療機関等で、その専門性からのアドバイスがなされているものと考えられる。障害発生後の初めての進路先等の選択の際は、どのように判断して良いのか、誰に相談して良いのかも不明な場合があり、障害の発生から相談している主として医療関係者に対して生活上のすべての事項を相談しているものとみられる。その後の高等部などの再度の進学時には、学校の教員のみへの相談となっており、養護学校中学部から養護学校高等部の進学は、現状維持の意識があり、学校生活に対する不安がないものと考えられることができる。

### ④ 児童生徒本人の希望と諦め

児童生徒本人は、障害のある児童生徒の学校教育のあり方として統合教育が望ましいと考えているが、障害発生後の学校生活については、学校を継続するか、転学するかという選択をしている。児童生徒本人としては友達の面、学習の面、進学の面等により学校生活の継続に希望はあるが、現実的には、施設設備の利用の面という困難な問題に直面し、その結果として「諦め」に繋がっている。この背景には、児童生徒本人が、学校や新しい環境に対する生活に「不安」を持ち、「安心さ」を求めようになり、この結果、希望より不本意ながらの学校の選択となっているものとする。これらは、本人の障害発生前の学校生活の経験から発生するものと考えられ、「小学校・中学校・高校は、障害者に適する学校ではない」という意識が影響を与えているものと推測される<sup>14)</sup>。また、この「不安」の形成には、当事者の周辺の者の助言も関係しているが、一面的な情報となりうるおそれがあり、情報の不足の面にも問題があるものと思われる。このように、障害発生後の学校については、安心できる環境を常に諦めの中で模索し、「本人の希望」よりも「悩みの結果」としての学校選択・生活となっているものとする。また、「本人の希望」があったとしても、諦めの方が強く意識され、希望の意思を表明するに至らない環境に児童生徒本人がおかれていることもあるのではないかとと思われる。

## 5. お わ り に

障害発生後の学校生活は、やむをえず転学する場合には、本人自身も不本意な結果であると認識しており、その後の学校生活においても諦めの中での学校選択・生活になり不満と諦めがみられる。したがって、本人の希望の実現が可能な限りできるように行政においても支援をしていく必要があると考える。学校在籍中に障害が発生した児童生徒本人が持つ問題は、学校施設の整備状況や情報の欠如など本人の周辺の環境の影響によるところが大きい<sup>15)</sup>。それに対する支援としては、学校施設のバリアフリー化だけではなく、適切な判断を可能にする情報の提供や情報までのアクセスに関する支援も必要であるなど、児童生徒本人を取り巻く環境の整備に関する施策が不可欠である。児童生徒個々の実際の対応については、本人の希望の上に個別プログラムを作成する必要があり、そのために個別のニーズの把握とそれに適したプログラムを障害の発生直後から準備する必要がある。さらに、本人が身体障害者の学校生活上の見通し・希望が持てるような支援を前提として、自らの意思での希望を表明できるような環境の整備が必要である。そのためには、行政においても、ノーマライゼーションを基盤にしたハード面、ソフト面における教育環

境の整備，専門職としての学校ソーシャルワーカーの配置などの施策が期待される<sup>10)</sup>。また，児童生徒が持つ「諦め」などの本質には，「障害者は養護学校に通学する」という従来からの固定の養護学校観，障害者観の影響もあるものと推測され，それらの固定観念の転換の施策に関してもすすめていかなければならないと考える。これらの具体的な施策については，今後の課題としてさらに研究を深めていきたい。

## 注

- 1) 札幌市等で策定がすすめられている。
- 2) 文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒の就学について」平成14年5月27日。
- 3) 障害児就学相談研究会編「新しい就学基準とこれからの障害児教育」中央法規 2003 pp. 59-62。
- 4) 両下肢機能障害の身体障害のある者で，車いすを使用した者に限定した。他の障害はない。
- 5) 「高校進学問題は，社会統合への道も制約してしまうこともあるので，重要である」と指摘されている（山本和儀編著「統合教育の実践 朱鷺書房」2002 p. 12）。
- 6) 両下肢機能障害のみの者に限定して調査を行った41名の内，中途障害がある者は4名であった。研究では，質的な面を調査では重視した。
- 7) 鈴木陽子監修「教育のバリアフリー」八千代出版 2001 pp. 1-13。
- 8) 障害児就学相談研究会編「前掲書」 pp. 19-21。
- 9) 北海道教育委員会会議資料。
- 10) 障害児就学相談研究会編「前掲書」 pp. 158-159。
- 11) 「同上書」 p. 19。
- 12) 学校教育法施行令第12条第1項。
- 13) 同時に行った教育委員会，学校長への聞き取り調査の結果による。
- 14) これらのことは，一般に多くの人が，全く障害児者と接することもなく，生活を送ってきたため，分離した状況を「普通」と感じていることに問題があると指摘がある（本和儀編著「統合教育の実践」朱鷺書房 2002 p. 11）。
- 15) 「施設設備については障害者の利用できるように工夫することが肝要」と判決で示されている（神戸地裁平成4年3月13日判決）。
- 16) ここでは，両下肢機能障害のある身体障害を取りあげたが，これらのことは身体障害以外の障害のある場合にも共通する点があると考えられることができると思う。